

京都市上下水道局告示第19号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始し、当該供用開始の日から終末処理場による下水を処理すべき区域とし、その処理を行います。

関係図面は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成16年8月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

下水を排除すべき区域	供用開始の日	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の 位置及び名称
左京区 北白川琵琶町の一部	平成16年 8月19日	左京区 北白川琵琶町の一部	分 流	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地 京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター
山科区 厨子奥花鳥町の一部	平成16年 8月19日	山科区 厨子奥花鳥町の一部	分 流	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地 京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター

西京区 御陵北山町，御陵池ノ谷， 御陵御茶屋山のそれぞれの一 部	平成16年 8月19日	西京区 御陵北山町，御陵池ノ谷， 御陵御茶屋山のそれぞれの一 部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1 番地 洛西浄化センター
西京区 御陵御茶屋山，御陵大原， 御陵細谷のそれぞれの一部	平成16年 8月19日	西京区 御陵御茶屋山，御陵大原， 御陵細谷のそれぞれの一部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1 番地 洛西浄化センター
西京区 大原野上里北ノ町，大原野 上里南ノ町のそれぞれの一部	平成16年 8月19日	西京区 大原野上里北ノ町，大原野 上里南ノ町のそれぞれの一部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1 番地 洛西浄化センター
西京区 大原野灰方町，大原野上羽 町，大原野小塩町のそれぞれ の一部	平成16年 8月19日	西京区 大原野灰方町，大原野上羽 町，大原野小塩町のそれぞれ の一部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1 番地 洛西浄化センター

西京区 大原野石見町の一部	平成16年 8月19日	西京区 大原野石見町の一部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1 番地 洛西浄化センター
西京区 大原野上羽町の一部	平成16年 8月19日	西京区 大原野上羽町の一部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1 番地 洛西浄化センター
山科区 大宅向山, 大宅岩屋殿, 大 宅堂ノ山, 小野御所ノ内町 伏見区 醍醐内ヶ井戸, 醍醐御所ノ 内のそれぞれの一部	平成16年 8月19日	山科区 大宅向山, 大宅岩屋殿, 大 宅堂ノ山, 小野御所ノ内町 伏見区 醍醐内ヶ井戸, 醍醐御所ノ 内のそれぞれの一部	分 流	伏見区石田西ノ坪町3番地 京都市上下水道局 石田水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)